

記載要領

1 協議対象について

協議の対象は、令和5年度において社会福祉法人等が1(1)の協議対象事業所を1(3)の整備区分に沿って整備を予定している場合に限るものとする。

なお、次の場合は協議対象外とする。

・千葉市内・船橋市内・柏市内に整備する場合

ただし、中核市において、障害児入所施設及び児童発達支援センターを整備する場合は協議対象とする。

(1) 協議対象サービス等

ア 障害福祉サービス事業所

療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、多機能型等

イ 障害者支援施設

ウ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、相談支援事業所

エ 身体障害者社会参加支援施設

オ 児童福祉施設

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター

カ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所

(2) 補助対象法人

社会福祉法人、医療法人、NPO法人、営利法人 等

(3) 整備区分

整備区分	整 備 内 容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存施設の改築整備(一部改築及び耐震化等整備を含む。)をすること。
大規模修繕等	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等

	における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備すること。 平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備すること。
スプリンクラー設備等整備 老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。
応急仮設施設設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース整備 (身体障害者社会参加支援施設を除く)	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

2 提出書類及び提出先について

協議書類目録を参照の上、指定された書類データをCD-R等に書き込み、市町村障害保健福祉担当課に2部提出すること。

※原則、期限内に必要書類を提出する必要があるが、提出できない合理的な理由がある場合は、その旨の理由書、提出できない書類の名称、提出予定期限を任意の様式に記載し、市町村担当課及び県障害福祉事業課事業支援班宛てに報告すること。

3 書類の作成及び提出に際しての留意事項について

- (1) 協議書の提出を予定している場合は、提出する前に市町村担当課(担当者)に事前に連絡すること。
- (2) 別添「施設整備方針」を参照すること。
- (3) 協議書類の記載は、「5 協議書類の記載方法について」を参照し、不明な部分がある場合は、県障害福祉事業課事業支援班に確認すること。
- (4) 添付した方が良いと思料される資料がある場合は添付しても差し支えない。

4 補助について

- (1) 創設等の補助基準額は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱(国要綱)の別表3-1、3-2の単価を参照すること。
- (2) 大規模修繕等の場合は、既存施設等について平成17年10月5日社援発1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における

大規模修繕等の取扱いについて」による。

- (3) スプリンクラー設備等整備の補助基準額は、下記の補助基準額①、②、③の合計と総事業費(対象外経費を除く)の4分の3と比較し、低い方を補助上限額とする。

① 1,000 m ² 未満	1 m ² 当たり 21,800 円
② 1,000 m ² 以上の平屋建て	1 m ² 当たり 41,400 円(入所施設に限る)
③ 消火ポンプユニット加算	3,090,000 円(平米数関係なし)

- (4) 都市部単価について

都市部単価は、施設整備(予定)地とし、次によること。

①政令指定都市、中核市及びその周辺の人口密集地域

②人口10万人以上の市の区域であって、人口密度が概ね1,000人/k m²の地域

※標準単価は、都市部以外とする。

- (5) 協議書の提出をもって補助が認められるものではなく、提出のあった全ての協議書等をもとに、施設整備方針等に添って県で検討のうえ、国へ協議する補助対象事業を決定すること。

- (6) 近年、厚生労働省の社会福祉施設等施設整備費補助金に係る予算額が非常に厳しい状況にあり、採択が困難な状況となっているため、千葉県から国へ協議しても、必ず採択されるとは限らないことに留意すること。

5 協議書類の記載方法について

協議書類の記載にあたっては、次に掲げる事項に特に注意し、記載例などを参考にし、作成すること。

- (1) 令和5年度社会福祉施設整備協議書(様式第4号または7号(別紙も要作成))

- ・シート内コメント、留意事項等を確認しながら作成すること。
- ・「3 国庫補助基準額等」については、別添国要綱の単価表を参考に作成すること。ただし、事業が採択され、交付を受ける際は単価が変動している場合がある。
- ・別紙の「具体的な事業内容」「必要とする理由」欄には、当該整備を行う背景や必要性など具体的に記載すること。単に、「○○を整備したい」などの記載は受理しない場合があるので留意すること。

- (2) 令和5年度社会福祉施設整備事業計画書(共通別紙3)

- ・(1)と内容に齟齬が無いよう注意すること。
- ・用地確保状況、近隣の地域住民の意見等を記載すること。

- (3) 立地条件及び周囲の環境説明書(共通別紙6)

- ・地元市町村、電気・水道等関連企業、隣接地権者や地元自治会との協議状況等を記載すること。各種法令に基づく手続きが不要な場合は、その旨記載すること。